

三重県木材産業等高度化推進資金融資要綱

別表 2

貸付資金の種類		資金内容	貸付条件等
1 事業 経営改 善合理 化資金	(1) 素材生 産等促進 資金	<p>森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（素材生産に係るものに限る。）又は数人共同事業体若しくは単独事業体（数人協同事業体に単独事業体を加えた事業体を含む。以下「数人共同事業体等」という。）が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で次に掲げるもの</p> <p>ア 素材生産を行うのに必要な資金であつて、施業集約化費用、立木購入代金、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用及び作業委託費</p> <p>イ 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金及び素材の引取りに必要な輸送費</p> <p>ウ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金及び製材等の引取りに必要な輸送費</p> <p>エ 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金</p> <p>なお、エの資金の貸付対象者は、アからウまでのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。</p>	<p>利率</p> <p>短期資金 年 2.00%（4 倍協調資金） 年 1.90%（3 倍協調資金） 年 1.70%（2 倍協調資金）</p> <p>長期資金 （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 年 2.40%（4 倍協調資金） 年 2.20%（3 倍協調資金） 年 1.85%（2 倍協調資金）</p> <p>償還期限</p> <p>短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。）</p> <p>貸付限度額 1 億円 特別貸付限度額 （知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。）</p> <p>(1) 素材生産に係る資金にあつては、素材の年平均生産量が 1 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2 億円</p> <p>(2) 素材の引取りに係る資金にあつては、素材の年平均引取量が 1 万 5 千立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2 億円</p> <p>(3) 製品の引取りに係る資金にあつては、木材製品の年平均引取量が 2 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2 億円</p> <p>(4) 素材の引取りに係る資金にあつては、素材の年平均引取量が 3 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 4 億円</p> <p>(5) 製品の引取りに係る資金にあつては、木材製品の年平均引取量が 4 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 4 億円</p> <p>(6) 素材及び製品の引取りに係る資金にあつては、素材及び木材の年平均引取量 5 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 5 億円</p>
	(2) 新規需 要創出資 金	<p>1 木材の製造に係る事業体であつて 2 に掲げる木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者が、当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で次に掲げるものとする。</p> <p>ア 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費</p> <p>イ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費</p> <p>ウ 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その</p>	<p>利率</p> <p>短期資金 年 1.70% 長期資金 年 1.85% （資金の回収期間が 1 年を超えるもの）</p> <p>償還期限</p> <p>短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。）</p> <p>貸付限度額 1 億円</p>

		<p>他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）</p> <p>2 本資金の貸付対象となる木材の新規需要の創出に資する木材製品とは、次に掲げるものであって、非住宅分野における木材需要の開拓、国産材の利用が低位な部材における国産材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるものとする。</p> <p>ア 製材 イ 合板 ウ 集成材 エ 単板積層材 オ 防腐、防虫、耐火処理材 カ 直交集成板 キ 木質チップ、ペレット ク その他林野庁長官が承認した製品</p>	
2 木材高度加工資金		<p>1 次に掲げる木材の製造に係る事業者が木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（J A S無垢材に係るものに限る。）とする。</p> <p>ア 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね 3,000 立方メートル以上のもの</p> <p>(ア) 集成材製造施設 (イ) 人工乾燥施設 (ウ) 薬剤処理施設 (エ) プレカット加工施設 (オ) 廃木材破砕・再生処理施設 (カ) 製材用省力化設備 (キ) 合板用省力化設備 (ク) 木製組立材料製造用省力化設備 (ケ) 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備</p> <p>イ 合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね 5,000 立方メートル以上のもの</p> <p>ウ 木材 J A S 製品、乾燥材等の高度加工を行うもの</p> <p>2 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づき 1 の資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を</p>	<p>利率 短期資金 年 1.70% 長期資金 年 1.85% (資金の回収期間が 1 年を超えるもの)</p> <p>償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 (据置期間 1 年以内を含む。)</p> <p>貸付限度額 1 億円 特別貸付限度額 (知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。) J A S 無垢材の製造を行う者の事業に要する資金に係るもの 2 億円</p>

		<p>含む。)及び輸送費</p> <p>イ 素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金</p> <p>ウ 貸付対象者は、契約、協定等に基づき素材若しくは木材製品を引取り、その加工を行うのに必要となる資金又は当該素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な資金を借り受けようとする者とする。</p>	
3 林業経営改善資金	(1) 林業経営高度化推進資金	<p>1 林業を営む者が行う造林に必要な短期又は長期の運転資金で、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料及び作業委託費</p> <p>2 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業者又は知事が認定した中核組合が素材生産を請負わせるのに必要な短期又は長期の運転資金で、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃</p>	<p>利率</p> <p>短期資金 年 2.00%</p> <p>長期資金 年 2.40%</p> <p>(資金の回収期間が1年を超えるもの)</p> <p>償還期限</p> <p>短期資金 1年以内</p> <p>長期資金 5年以内</p> <p>(据置期間 1年以内を含む。)</p> <p>貸付限度額 5千万円</p> <p>特別貸付限度額</p> <p>(知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。)</p> <p>造林の年間施業面積 500ha 以上 1億5千万円</p>
	(2) 伐採・造林一貫作業推進資金	<p>森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期又は長期の運転資金で次に掲げるものとする。</p> <p>ア 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。)</p> <p>イ 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料及び作業委託費</p>	<p>利率</p> <p>短期資金</p> <p>年 1.90% (3倍協調資金)</p> <p>年 1.70% (2倍協調資金)</p> <p>長期資金</p> <p>(資金の回収期間が1年を超えるもの)</p> <p>年 2.20% (3倍協調資金)</p> <p>年 1.85% (2倍協調資金)</p> <p>償還期限</p> <p>短期資金 1年以内</p> <p>長期資金 5年以内</p> <p>(据置期間 1年以内を含む。)</p> <p>貸付限度額 1億円</p> <p>特別貸付限度額</p> <p>(知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。)</p> <p>素材の年平均生産量が1万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2億円</p>
4 木材安定供給資金		<p>事業計画の認定を受けた次に掲げる者が事業計画に掲げる事業を実施するために必要な短期又は長期の運転資金で、下記に掲げるものとする。</p> <p>1 森林所有者等（下記1、3の資金に限る。)</p> <p>2 木材利用事業者等（下記2、3の資金に限る。)</p> <p>3 木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者又はその組織する団体（下記3の資金に限る。)</p> <p>4 木材の輸送を業として行う者（下記3、4の資金に限る。)</p> <p>5 木材製品利用事業者等（下記3、5の資金に限る。)</p>	<p>利率</p> <p>短期資金 年 1.70%</p> <p>長期資金 年 1.85%</p> <p>(資金の回収期間が1年を超えるもの)</p> <p>償還期限</p> <p>短期資金 1年以内</p> <p>長期資金 5年以内</p> <p>(据置期間 1年以内を含む。)</p> <p>貸付限度額 3億円</p> <p>特別貸付限度額</p> <p>(知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。)</p> <p>協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定等締結時から5パーセント以</p>

	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 素材生産を行うのに必要な資金 施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、管理経営法第8条の14第4項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費。なお、管理経営法第8条の5第3項に基づく権利設定料を含む。</p> <p>2 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金 素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金</p> <p>3 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金 (1) 素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な資金 素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費 (2) 木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金 ICTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費</p> <p>4 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金 輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用</p> <p>5 木材製品利用事業を行うのに必要な資金 木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金</p>	<p>上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあっても、借受者の償還が適切に行われると認められるもの 4億円</p>
--	--	--